

農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議

令和7年5月27日
自由民主党中央委員会
食料安全保障強化本部
政務調査会
総合農林政策調査会
農林部会

我が国の食料・農業・農村は、国内外の大きな情勢の変化に直面している。党では、四半世紀ぶりに本格改正された「食料・農業・農村基本法」及び、その理念を具体化する「食料・農業・農村基本計画」の実効性の確保を図るため、本年4月に「新たな食料・農業・農村基本計画の実効性確保のための農業構造転換集中対策の推進等に関する決議」を行った。

決議では、農業構造転換を推進し農業者の所得向上を実現するため、関係省庁が連携して、水田政策の見直しを始め、米、麦・大豆、畜産、野菜、果樹、茶、花き、甘味資源等を生産する農業者が前向きに営農できるための支援や中山間地域対策、スマート農業技術の開発・導入等について、必要かつ十分な予算額を確保することを政府に対して求めたところであり、引き続き党としても、その実現に向けて最大限努力していく必要がある。

このうち、特に構造転換の前提となる、ハード整備を伴い、早急かつ計画的に対応する必要がある事業については、既存予算とは別枠で思い切った規模の予算を確保するとともに、中長期的な事業実施の展望を示すことで、今後、地域の合意形成の後押しと担い手への農地の集積・集約化など地域農業の構造転換を確実に進めていくことが重要である。

我が国の農業者は、過去20年の間に半減し、今後15年間で現在の1/4にまで減少することが見込まれている。基本法改正後の初動の5年間に集中的に対策を講じていくために、今動かなければ手遅れになる、という強い危機感のもと、自由民主党食料安全保障強化本部として、不退転の決意で、以下、緊急に決議する。

記

「農業構造転換集中対策期間」で集中的に実施すべき以下の項目について、現場の要望量や現在の資材費・人件費等の高騰状況を十分に踏まえた上で、中長期的かつ明確な見通しのもと、令和7年度から令和11年度までの初動5年間で、万全に事業を実施すべく、従来の農業関係予算とは別枠で必要な予算を確保すること。なお、今後更なる資材費・人件費等の上昇により影響が生じる場合には、適切に反映していくこと。

併せて、事業実施に係る農業者、地方公共団体等の負担を軽減するため、補助率の嵩上げ、地方財政措置を手厚くすること、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図ること等の対応により、円滑かつ着実な事業の執行が図られるよう国としても後押しすること。

また、これらの事業の効果を最大限発揮するためには、地域計画の見直しなど生産現場の合意形成を促進するほか関連するソフト対策等を併せて実施することも重要であることから、あらゆる機会を捉えて必要な予算を確保すること。

一 農地の大区画化等の農業農村整備

地域計画に基づく農地の集積・集約化、スマート農業技術の導入や米の輸出拡大に向けた低コスト生産に向け、1ヘクタール以上の団地農地の整備を強力に推進するとともに、中山間地域においてもきめ細やかな農地整備を実施するため、基盤整備全体で、現在の2倍のペース、特に、1ヘクタール以上団地農地の整備については、現在の4倍のペースで実施する。併せて、これに伴い、追加的に必要となる水利施設の整備も実施すること。

二 共同利用施設等の再編・集約化

- (一) ガット・ウルグアイ・ラウンド対策等により導入され、老朽化が進んでいる共同利用施設について、生産性の向上を図るため、この5年間で更新・再編等の整備を予定しているすべての施設の再編・集約化を実施すること。
- (二) 畜産・酪農の構造転換に向けて、乳製品加工基幹施設、食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設等について、必要な施設・設備の整備、再編等を実施すること。

三 スマート農業の社会実装の加速化等

- (一) スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げるスマート農業技術の実用化率を100%とともに、多収化や高温耐性などに資する35の品種を育成するため、我が国の農業研究の中核機関である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の拠点施設整備、重点開発目標に定める技術開発の促進、スタートアップ等への支援、新品種の開発等を推進すること。
- (二) スマート農業技術の導入面積割合50%等のKPIを達成するとともに、農業従事者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給の確立に向けて、現場要望を踏まえ、担い手、サービス事業体等の先進的な取り組みの面的な展開を加速するためスマート農業機械をはじめとする農業機械の導入を支援すること。
- (三) 畜産分野における生産性向上、労働時間の削減、環境負荷低減の実現に向け、畜産農家におけるスマート農業機械の導入、合理化・高度化された施設への転換や、飼料生産組織等への省力化機械の導入等を支援すること。

四 輸出産地の育成・強化

農林水産物・食品の輸出額目標（5兆円）や米の輸出目標（35万トン）の達成に向け、大規模に輸出に取り組む産地を259産地（うち米については30産地）とするための取組や輸出事業者の販路拡大の取組等を支援すること。

上記のほか、食料安全保障の強化その他の食料・農業・農村基本法に基づく施策に係る必要かつ十分な予算の確保に万全を期すとともに、将来にわたって安定運営できる水田政策の見直しに係る経費については、別途検討し令和9年度から措置すること。